

差別を許さない社会を

～ヘイトスピーチは差別です～

シリーズ



Vol.410

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143 ☎ 0857-20-3052

今、国内では「ヘイトスピーチ」が社会問題となっています。
この問題の解消に向けて、「ヘイトスピーチ解消法」(正式名称:「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」)が6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチとは

「ヘイトスピーチ」とはどのようなものなのでしょうか? みなさんもニュースなどで見たり聞いたりしたことはあると思います。これは、特定の人種や民族、出身、性別、障がいなどに基づき、中傷・脅迫などの「差別的憎悪表現」を行うことを言います。これには街宣行為やデモに限らず、インターネット上での書き込みなども含まれます。

「ヘイトスピーチ解消法」成立まで

法務省の調査によると、平成24年4月から平成27年9月までに、在日韓国人・朝鮮人を対象としたヘイトスピーチ関連の街宣行為が全国で1152件あつたとのことです。特に東京や大阪では、平成25年以降、このような活動が激化してきました。

身の回りでは・・・

鳥取に住む私たちの身の回りでは、どのよう

なことが起こっていいるのでしょうか。
8月に国連人種差別撤廃委員会が日本政府に対し、ヘイトスピーチの法規制を勧告しました。このことをきっかけとして法制化の動きは進み、ついに今年に入り、「ヘイトスピーチ解消法」が成立することとなりました。

この法律により規制が明記されているのは「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、すなわち、適法に日本国内に居住する日本国外出身者またはその子孫に対するものとなっています。加えて、被差別部落出身者、障がい者、高齢者、性的少数者やアイヌ民族など、あらゆる人々を対象とした差別的言動についても、許されるものではない

りでは、どのよう

なことが起こって

いるのでしょうか。

ヘイトスピーチ

街宣は人口の多い

都市部で行われる

ことが多いため、

鳥取では直接目撃

することはほとんどありません。し

かし、その場にい

なくとも、インターネ

ット世界には

ヘイトスピーチが多く存在し

ている現状があり、本人の意

思とは無関係に遭遇してしま

う現実があります。そして、

それらを見聞きすることによ

つて、計り知れない恐怖や怒

りを感じることとなります。

また、子どもがインターネットから得た情報のみからヘ

イトスピーチの主張に賛同し

てしまふこともあります。

ヘイトスピーチは差別です!

ヘイトスピーチの被害に遭つた人は、その後も強い恐怖や不安に苛まれることとなり、中には、「夜も眠れなく

私たちみんなで、あらゆる人の人権が尊重される、差別を許さない社会へ向けて取り組んでいきましょう。

